

衆議院文部科学委員会ニュース

【第217回国会】令和7年4月16日（水）、第8回の委員会が開かれました。

- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）
 - ・ あべ文部科学大臣、武部文部科学副大臣、東財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。（質疑者）吉川元君（立憲）、阿部祐美子君（立憲）、波多野翼君（立憲）、山本大地君（自民）、小林茂樹君（自民）、浮島智子君（公明）、高橋永君（立憲）、佐々木ナオミ君（立憲）、竹内千春君（立憲）、五十嵐えり君（立憲）、高橋英明君（維新）、うるま譲司君（維新）、日野紗里亜君（国民）、西岡義高君（国民）、大石あきこ君（れ新）
 - ・ 参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑事項）

吉川元君（立憲）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の一部を改正する法律案について

- ア 峻別可能な黙示的な指示に基づく教員の業務に関する中央教育審議会における検討内容
- イ 附則第3条の検討規定について
 - a 想定している措置内容
 - b 勤労環境その他の勤務条件に関する状況の把握方法
 - c 勤務実態調査を実施し、持ち帰りの仕事についても調査する必要性
 - d 財政状況によっては教職調整額の段階的な引上げを途中で断念したり引き下げたりする可能性の有無

阿部祐美子君（立憲）

- (1) 近年の教員に関する施策の評価及び今後の政策に教訓として生かす方法
- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について
 - ア 第7条に定める指針を新たに出す可能性及び30時間という時間外在校等時間の目標値を附則又は指針に明記する必要性
 - イ 業務量管理計画を法制化すれば業務量が削減できると考える根拠
 - ウ 教員業務支援員の配置における自治体間格差の認識及び格差是正のために必要な方策
 - エ 教職調整額について
 - a 文部科学省による概算要求よりも問題解決を遠ざける方向に転換させた理由及びそれによるネガティブな効果に対する財務省の見解
 - b 早期の時間外手当への移行を念頭に、人事制度や人件費負担割合などを含めた検討と準備を速やかに始める必要性
 - c 現状の教員の時間外在校等時間を時間外手当に換算した場合の金額
 - オ 主務教諭の新設により給与面で不利になる教員が出る可能性
 - カ 学級担任への手当について
 - a 月額3,000円である根拠
 - b 主任手当及び学級担任への手当を上げる方向で見直す必要性
 - キ 奨学金返還支援の対象を学部生に広げるために早急な検討をする必要性
 - ク 学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対策について、文部科学省が主導して取り組む必要性

波多野翼君（立憲）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について

- ア いわゆる人材確保法による一般行政職に対する教員給与の優遇について
 - a 優遇分が最も大きかった時の割合及び現在の割合
 - b 教員給与の優遇縮小の理由及びそれに対する国の責任
 - c 教職調整額を引き上げる理由及び人材確保法制定時の考えとの整合性
- イ 教職調整額の引上げが長時間労働を制度的に正当化するものではないことの確認
- ウ 業務量管理・健康確保措置実施計画について
 - a 具体的な内容及び当該内容を通知で示す必要性
 - b 業務削減に向けた具体的な方策
 - c 計画策定時に労使交渉を行う必要性
- エ 人事委員会及び首長の労働基準監督機能について
 - a 具体的な内容
 - b 苦情処理及び措置要求に基づく必要な措置については、教員が申し出る必要があることの確認
 - c 計画どおりに業務管理や健康確保ができていない場合に、教員の申し出がなくとも必要な措置を講じる可能性
- オ 中学校35人学級について
 - a 実現させることにより教員の負担が軽減される可能性
 - b 令和8年度からの実施について附則に盛り込む等の法制上の措置を講じる必要性
- カ 学校用務員の配置の在り方

山本大地君（自民）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について

- ア 教員の処遇改善及び教員を取り巻く環境の総合的な整備の必要性
- イ 教員の働き方改革について
 - a これまでの取組の成果及び課題
 - b 実効性を向上させる方策及び学校を取り巻く関係者が協働して改革に取り組む必要性
- ウ 保護者への対応について
 - a 不当な要求等を行う保護者への対応が教員の負担になっている実態に係る文部科学省の認識
 - b 教員の負担軽減に係る政府の取組
 - c 法的な観点からの対応が必要な事案の発生も踏まえ、専門的知識を持つスクールロイヤーの必要性及びその配置に係る政府の取組

小林茂樹君（自民）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について

- ア 教員と同様に社会的責任が重い警察官の給与と比較した場合の教員の給与水準
- イ 就職を視野に入れた大学生が進路として教員を選択しない理由及び教員志望者を増加させる方策
- ウ 教職調整額を毎年1%ずつ段階的な引き上げる規定について、今後、法施行の効果等も踏まえて引上げ幅を見直していく必要性
- エ 教員の働き方改革について
 - a 教員が行う必要がないとして、見直しをする必要がある業務の有無
 - b 学校以外の場に保護者からの相談窓口を設けることが、教員の負担軽減につながるという意見

に対する文部科学省の見解

オ 日本のGDPに占める教育予算に係るOECD諸国との比較についての文部科学省の見解

カ 東京都に実在する小学校の日常を取り上げた映画「小学校それは小さな社会」のような、学校を題材に取り上げた映画が教員への関心を高めるとの期待に係る文部科学省の見解

浮島智子君（公明）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について

ア 戦前、戦後から現在に至るまでの公立学校の教員の給与制度の経緯及び教職調整額の仕組みが創設された背景

イ 公立学校の教員において教職調整額の仕組みが必要である理由

ウ 公立学校の教員の給与体系に係る各国の状況

エ 集中的に学校の働き方改革に取り組む緊急改革期間を設け、学校や教員が担う業務に係る3分類に基づいた業務の内容を、明確に指針に位置付ける必要性

オ 外部の専門家による教員の業務縮減会議の設置及び外部人材の活用における全国規模の学校人材バンクの必要性

カ 勤務間インターバルの導入及びチーム担任制や教科担任制等の取組を拡大する必要性

高橋永君（立憲）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について

ア 制度本体の見直しをしなかった事実及び実態を把握しなかった責任に対する文部科学省の認識

イ 教職調整額10%という水準は、仮に残業手当であるとするとは時間分に相当するかの想定及び民間企業や一般公務員と比較した場合の同水準の妥当性

ウ 令和6年12月の財務大臣と文部科学大臣との間の合意において、令和11年度までに月30時間程度に縮減するとしている「時間外在校等時間」について

a 含まれる業務内容

b 月30時間という上限目標及び同目標の達成状況の検証のため令和11年に勤務実態調査を実施することを法律に明記する必要性

c 同目標の達成に向けた勤務実態調査の実施予定の有無

エ 学校現場の働き方を管理する校長や教頭等のマネジメント層の役割について

a 教員の業務適正化についての校長や教頭の責任の有無

b 校長や教頭による現場の働き方管理に対する評価等の仕組みの有無及びマネジメント機能の強化に係る文部科学省の支援策

オ 教育委員会が策定する業務量管理・健康確保措置実施計画の実効性を担保するための具体的な仕組み及び外部監査体制等の必要性に対する文部科学省の見解

カ 「10%もらっているならもっと働くべき」等の制度に対する誤解が教員の更なる負担につながるまいよう、制度の趣旨を分かりやすく伝える広報や周知の具体的取組内容

キ 今回の制度改革に対するあべ文部科学大臣の覚悟

佐々木ナオミ君（立憲）

(1) 教員の働き方改革等について

ア 今後5年間で時間外在校等時間を月30時間程度にまで縮減するための具体策

イ 授業時間数削減の必要性

ウ 令和4年度の教員勤務実態調査において「授業準備」に充てる時間が平成28年度調査の数字より

- も少ないことについてのあべ文部科学大臣の見解
- エ 教員の勤務時間中の授業の空きこま数を増やす必要性
- オ 現行の学習指導要領の内容と授業時数は子供たちにとって負担が大き過ぎるとの指摘についてのあべ文部科学大臣の見解
- カ 北海道教職員組合作成の学習指導要領の改訂と不登校・いじめの関係を示した資料についての文部科学省の見解
- (2) 教員業務支援員の配置拡充事業の具体的内容
- (3) 教員のメンタルヘルス対策の現状
- (4) 労働安全衛生法において事業場に義務付けられている体制の学校現場における実施状況

竹内千春君（立憲）

- (1) 現行の給特法における教職調整額が残業代の代わりになっていないとする指摘に対する見解
- (2) 1年単位の変形労働時間制について
 - ア 導入の目的と成果
 - イ 導入した自治体の割合
- (3) 時間外在校等時間のうち、いわゆる超勤4項目に該当するもの以外の業務について「教員の自発的な判断」によって行ったものであるという整理における「自発的」の意味の確認
- (4) 所定の勤務時間と超過勤務命令に基づき勤務を行った時間以外には、時間外在校等時間が8時間を超えても、労働基準法における休憩時間の規定が適用されない理由
- (5) 労働基準法第37条が、時間外労働等について使用者に割増賃金の支払いを義務付けることで時間外労働等を抑制する趣旨である一方、給特法は教員の職務の特殊性を理由に当該条文を適用除外としていることについてのあべ文部科学大臣の所見
- (6) 教師不足に関する実態調査について
 - ア 令和3年度に詳細な調査を行った一方で、令和4年度から6年度は前年度との比較についてのアンケート調査のみを実施した理由
 - イ 年度後半の状況についての調査を行うとともに、令和7年度に令和3年度と同様の詳細な実態調査を行う必要性

五十嵐えり君（立憲）

- (1) 学校法人武蔵野東学園が、理事長を刑事告訴するなどした卒業生らに対し、請求額7億円余の損害賠償請求訴訟を提起したことについてのあべ文部科学大臣の見解及び今後の対応
- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について
 - ア 附則第3条の解釈について
 - a 同条にいう「変更」には、教職調整額の引下げを含まないことの確認
 - b 引上げ幅を年1%から引き下げる可能性の有無
 - イ 働き方改革の進捗状況を確認するための教員勤務実態調査の実施の必要性
 - ウ 時間外在校等時間をこの5年間で3割縮減することを、国として教育現場に強く示す必要性
 - エ 主務教諭について
 - a 東京都の「主任教諭」との相違点及び他の教員の給与が下がる懸念に対する見解
 - b 主務教諭の新設により他の教員の給与を引き下げる自治体があった場合の対応
 - オ 本法律案により引下げが行われる手当及びその具体的内容
- (3) 令和6年の通知「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」の趣旨

高橋英明君（維新）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について

- ア 教師のなり手不足や「定額働かせ放題」等の様々な問題が解決できるのかとの懸念に対するあべ文部科学大臣の所見
- イ 本法律案によって教師に優れた人材を確保することに繋げるあべ文部科学大臣の自信の有無
- ウ 本委員会における質疑で出た問題を踏まえ、より良い法律案に仕上げることに對する見解
- エ 各都道府県における教員採用計画において、将来の少子化の進展を踏まえた策定がなされていることの確認
- オ 文部科学省が、各都道府県等の教育委員会が策定する将来の教員採用計画を管理及び把握していくことの確認
- カ 教職調整額の引上げを6年かけて1%ずつ段階的に上げる理由
- キ 教師の給与を警察官等の給与水準並みに見直すべきとの意見に対する意気込み
- ク 労務管理について
 - a いわゆる補教業務の量の可視化を行う方法
 - b 補教業務は既に可視化されていることの確認
 - c 教師の持ち帰り業務について禁止すべきとの意見に対する所見
 - d 持ち帰り業務の中に個人情報が含まれることに対する問題意識
 - e これまでに個人情報の流出による問題が生じたことは無いことの確認
 - f 労務管理をしっかり行い、頑張っている人が報われるようになること、それが明確になり勤勉手当に反映されることの必要性
- ケ 学習指導要領の改訂について
 - a 国として明確な教育の目的・ビジョンを掲げることの必要性
 - b 現行に比べて、目的を分かりやすくすることの必要性
- コ 高校1年生教科書の検定結果について
 - a 検定において、夫婦別姓問題を取り上げたことに対する意見の有無
 - b 第217回国会での結論と違った場合は、教科書における記述を訂正することの確認
- サ 領土問題及び拉致問題について
 - a 教科書に掲載するとともに学習させていることの確認
 - b 大学入学共通テスト等の試験で取扱うべきとの意見に対する所見
- シ 教育委員会が定める業務量管理・健康確保措置実施計画について
 - a 罰則規定を設けない理由
 - b 改ざんや隠蔽が行われないよう、文部科学省が指導することに対する所見

うるま讓司君（維新）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について

- ア 特別支援学級の担当教員に対する調整額加算について
 - a 従来の調整額加算が引下げられるとの報道に関し、教員の職務の重要性や負担に見合っておらず本末転倒であるとの意見に対する所見
 - b 特別支援学級の重要性に対する文部科学省の認識
- イ 学級担任の負担を減らす観点から、特別支援教育支援員等との連携も含めた教育環境の充実や拡充の必要性
- ウ 文部科学省が令和7年度から行う教員の増員計画の全体像、働き方改革にもたらされる具体的な効果及び計画の実現可能性についての見通し
- エ 保護者対応に対する専門家支援チーム及びスクールロイヤーの導入に対する、具体的な予算規模

や体制整備の進捗状況

- オ 部活動指導手当について、平日の指導も含めた対価の支払いを認める必要性
- カ 教員採用試験を複数回実施するに留まらず、採用を春と秋の二期制とする必要性
- キ 専門人材の教職参入制度、免許取得要件の緩和の具体化に向けた検討状況
- ク 学校・教師が担う業務の在り方に関する考え方「業務の3分類」について
 - a 業務の見直しの進捗状況とそれに伴う現場の課題、3分類を徹底するための一部業務の受け皿の整備に対する構想
 - b 教育委員会によって教員の働き方改革や勤務管理の進捗に差が出る原因、教育委員会の再編統合や広域化を進める必要性
- ケ 学校給食無償化が本法案へプラスの効果が期待されるとの意見に対するあべ文部科学大臣の所見

日野紗里亜君（国民）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について

- ア 時間外勤務手当を支給するという通常のルールを、職務と勤務態様の特殊性を根拠として、公立学校の教員に対して適用しない理由
- イ 教職調整額の基準となる額の引上げ
 - a 本来は直ちに10%に引き上げるべきであるところ、1年に1%ずつ引き上げていくことから引上げ途中の段階ではいわば給与の未払いの状態にあるのではないかと指摘に対するあべ文部科学大臣の所見
 - b 6年かけて1%ずつ引き上げていくことから給特法の見直しが最低でも今後6年間に行われなくなるという懸念
- ウ 学校運営の改善に向けて校長の判断でできる具体的な内容
- エ 学校業務のユニバーサルデザインを国が率先して示す必要性
- オ 精神疾患による教員の休職者数が増加している状況が放置されている理由
- カ 教員の担当授業時数
 - a あべ文部科学大臣が望ましいと考える上限時数
 - b 現状に照らして現在取り組んでいる教職員定数の改善や予算措置が十分であるかどうかの確認
- キ 少人数学級の更なる推進に係る具体的な計画
- ク 教科担任制導入の地域間格差是正と対象教科の拡大に向けた現場への支援及び制度設計の方向性
- ケ 教員の離職防止と教育の質の確保のために初任教員に対する副担任制度を導入する必要性

西岡義高君（国民）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について

- ア 今後の教員の勤務実態を把握するために文部科学省が毎年度行うこととしている教育委員会に対する調査の内容
- イ 教員の業務量減少や働き方改革の推進等のために十分な予算を措置する必要性
- ウ 教員が置かれている現状が児童生徒に与える影響
- エ 主務教諭の創設に伴い一般教諭の基本給が引き下げられないことの確認
- オ 給特法が現在の学校現場に適していないという考えに対する文部科学省の見解
- カ 教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮する観点から、時間外勤務手当の支給や給料表の改定、義務教育等教員特別手当の増額により教員の処遇改善を図る必要性
- キ 教育委員会等が業務量管理等の計画を定めてその実施状況を公表することにより、現場教員の精神的な負担が増加することへの懸念
- ク 所定の勤務時間内に授業の準備をしつつ教育の質を高めるために現行の学習指導要領における標

準授業時数を今後減少させる必要性

大石あきこ君（れ新）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について

- ア 公立学校の教員に対する労働基準法の適用の可否
- イ 労働時間を定める労働基準法第 32 条
 - a 地方公務員への適用の有無
 - b 給特法で読み替えた上での公立学校の教員への適用の有無
 - c 同条における労働時間と給特法の枠組における労働時間の定義の同一性
 - d 同条における労働時間の定義が公立学校の教員にも適用されることの確認
 - e 同条における労働時間と非労働時間以外の中間領域が存在し得るかの確認
- ウ 労働基準法第 34 条、第 35 条、第 36 条及び第 37 条
 - a 地方公務員への適用の有無
 - b 給特法で読み替えた上での公立学校の教員への適用の有無
- エ 公立学校において校長が 1 日 8 時間、週 40 時間を超えて教員を労働させることの可否
- オ いわゆる超勤 4 項目以外で校長が教員に対する超過勤務命令を発することの可否
- カ 所定の勤務時間外に部活動等のいわゆる超勤 4 項目以外の業務を行った場合、その時間は労働時間であるか否かの確認